

(2) 秋田県井川町 (町民課 町民生活班)

「井川町犯罪被害者等基本条例」を制定し、窓口の設置、日常生活の支援、就業の支援などの施策を推進している。
 また犯罪被害者等への見舞金制度を持つ。

■犯罪被害者等施策に取り組んだ背景及び経緯

大きな犯罪はほとんど発生していないが、秋田県や社団法人秋田被害者支援センター等の情報提供を受け、「井川町犯罪被害者等基本条例」作成を開始した。同条例は平成18年6月に公布、施行した。

- ・平成17年の「犯罪被害者等基本計画の策定」が取り組みの契機となっている。平成17～18年当時社団法人秋田被害者支援センター、県、警察が力を入れ、研修会や説明会を実施した。秋田県内の多くの自治体がこの時点で条例を制定した。



秋田県井川町は、秋田県のほぼ中央にあり人口約5,700人の農業(稲作)を中心とした町である。

■支援制度の概要

- ・基本条例では、日常生活の支援、一時保護、施設への入所による保護、就業の支援等を定めている。
- ・基本条例制定の際に、あわせて見舞金の制度も導入した。

項目	内容
井川町犯罪被害者等基本条例	<p>目的：犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復に資する</p> <p>窓口の設置等：犯罪被害者等からの相談への対応、町及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援に関する情報の提供その他の犯罪被害者等の支援等に係る業務を行う総合的な窓口を設置</p> <p>日常生活の支援：犯罪被害者等に対し、情報の提供、福祉サービスの提供等必要な支援を行う</p> <p>安全の確保：一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導又は犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保等必要な施策を講じる</p> <p>就業の支援等：犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、事業主の理解を深めるとともに、就業の支援等を行う</p>
井川町犯罪被害者等見舞金	<p>対象者：犯罪行為により傷害を受けた町民又は犯罪行為により不慮の死を遂げた町民の遺族に対して犯罪被害者等見舞金を支給。</p> <p>(1) 遺族見舞金 30万円</p> <p>(2) 傷害見舞金 次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額</p> <p>ア 入院期間3月以上 10万円</p> <p>イ 入院期間1月以上3月未満 5万円</p> <p>ウ 前号に掲げる場合以外の場合 2万円</p>

■犯罪被害者からの相談等への対応

相談の実績は今のところ無いが、警察から町民課への相談、町民課窓口での対応、電話を想定し、対応可能な体制を確保している。

- ・空き巣や子供が不審者に声をかけられたなどの犯罪が発生しているくらいであり、犯罪被害そのものが少ないが、相談に対応できる体制は整えている。
- ・町民課1名と、相談内容により福祉の係の者1名、合計2名の体制で対応を行うこととしている。
- ・犯罪発生後警察から町民課へ連絡（住宅の提供の必要が生じているなど）、または市民が町へ直接相談するという流れを想定している。
- ・小さい町なので、市民が直接来にくいという問題がある。個人情報の保護については注意し、相談者には個室で対応することとしている。条例でも「個人情報の適切な取扱いの確保」として定めている。

■人材の育成

- ・社団法人秋田被害者支援センター等が開催する研修などに参加し、相談対応技術等への理解を深めている。
- ・下図に示すとおり、グループワーク等の研修に参加している。
- ・町独自では人材育成など限られているため、県や支援センター等との連携が必要と考えている。

(社) 秋田被害者支援センターだより 第13号

社団法人 **秋田被害者支援センターだより**

発行日 平成21年7月31日
発行所 社団法人秋田被害者支援センター
編集長 藤原 伸

住 所 〒010-0001
秋田市中央5丁目1番51号(北郷銀行別館2F)
TEL 018-887-7605 FAX 018-887-7605
URL <http://www.akita.or.jp>

**県・市町村・県警・センターが連携
～犯罪被害者支援に係る総合的対応窓口担当者研修会～**

6月2日(火)、秋田県・市町村・秋田県警察・秋田被害者支援センターが、相談対応技術等の向上と連携の強化を図るため、秋田県自治研修所において担当者研修会を開催しました。
研修会では主催者を代表して、秋田県生活環境文化部長(県民文化政策課 安全・安心まちづくり推進室長 山崎幸美氏)があいさつ、その後、「市町村ができる被害者支援～道族の被害体験から考える～」と題して、道族から講話をいただき、グループワークを行いました。

グループワークに取り組む参加者

事例検討のグループワーク

講話終了後、交通死亡事故の想定事例への支援を検討するグループワークを行ったところ、参加者から

- 話を良く聴き、想像力を持って対応すること。
- 部内教養を行い、全庁的に支援できる体制を作る。
- 生活支援は、関係機関や団体の円滑な連携が必要。

などの意見が出され、部内外に渡る連携が大切であることが確認された。

秋田県における窓口担当者研修会の紹介「秋田被害者支援センターだより」より